

昭和四十六年七月

国際協力時代における

新らしい海外移住施策

海外移住事業団



JICA LIBRARY



1083141101

21313



国際協力事業団

21313

目次

国際協力時代における新らしい海外移住施策

一、開発技術研修センターの設置	1
二、移住者及びその子弟の能力、技術の開発向上	2
三、未開発地域にある日系社会の経済及び社会生活基盤の整備拡充	3
四、企業移住の促進と現地日系企業の育成強化	4
五、資金援助の拡大	4
六、特別援護対策	5
七、海外発展思想の高揚と移住啓発の充実	5

海外移住事業団は、最近における移住をめぐる国内外の情勢の変化に対応して、今後は、海外移住を国民の海外発展という広い視野から把握し、又海外移住が国際協力の重要な役割を担うものであることに着目し、かかる観点から海外移住の成果をさらに高める方向で事業を推進していくことが必要であると考ええる。

よって当事業団としては、事業の対象を戦後移住者に限定せず、今後は広く海外日系人（長期滞在者を含む）及び日系社会にまで拡大して、その発展を積極的に助成するものとし、このためには機構、財政面等の増強、専門家の育成に努め、かつ、関係機関との協調を図りながら次の施策を推進する。

一、開発技術研修センターの設置

日本人の友好的受入国であり、現に多数の日系人が活躍している中南米の如き発展途上国においては、受入国の開発計画と日系人の活動が有機的な連携を保ち、相互に成果を高めあうことが不可欠かつ効果的であるので、受入国との緊密な協調の下に、順次、国別に開発技術研修センターを設置して、次の業務を実施する。

(一) 受入国の移住政策及び各種の地域開発計画との関連における企業移住、及び長期

滞在者等も含めた日本人の導入と発展の可能性に関する基礎的調査、研究。

(二) 日系社会の経済的発展に必要な技術の向上に関する試験研究、普及指導（パイロット・プログラムを含む）及び必要な機材の供与。

(三) 移住者及びその子弟（日系人）並びに受入国の国民に対する研修。

二、移住者及びその子弟の能力技術の開発向上

移住者の適格性の向上と、受入国の受入条件にそつた必要な職業技能の補完研修を実施する。更に現地においては、既移住者及びその子弟に対し、自立発展に必須な能力の開発及び技能の向上を図るため次の施策を実施する。

(一) 移住型態の多様化に対応して、渡航前研修コースを増設し、これに伴ない当事業団研修機関の施設、機能を増強するとともに、外部研修専門機関への委託研修制度を拡充する。

(二) 現地においては、前記開発技術研修センターの研修部門を活用する。

(三) 未開発地域にある移住者及びその子弟に対し、本邦及び先進諸国への派遣研修制度を確立するとともに、本邦からの青年の海外実習生派遣制度を拡充する。

(四) 日系人子弟に対する育英事業及び日本語教育を拡充する。

三、未開発地域にある日系社会の経済及び社会生活基盤の整備拡充

中南米諸国の未開発地域に存在する日系社会に対しては受入国の地域総合開発計画及びわが国の経済、技術協力事業との連携を緊密化し、巾の広い援護施策を講ずる必要がある。当面、とくにわが国の総合農政との関連から農業移住の推進と相手国の農業技術開発を目標として次の施策を行なう。

(一) 日系社会の発展と密接な関連を有する受入国の地域総合開発計画の策定及び実施に関する技術的指導、援助を行なう。

(二) 日系社会、とくに日本人集団移住地における道路、交通、通信、教育文化、医療衛生、治安、自治等に係る公共施設の設定及び土地改良、水利灌漑、農地造成等に関する助成を拡充する。

(三) 日系社会を含む地域総合開発計画に基づく各種の事業のうち、日系社会の発展に直接寄与する事業（加工業を含む）の導入及び事業に必要な資金の調達（借款を含む）に関して協力を行なう。

四、企業移住の促進と現地日系企業の育成強化

最近、企業の間には海外発展の気運が高まりつつあるが、中小企業には現地調査能力に欠けるものが多く、又一方現地日系企業においては、その多くは日本からの新規移住者の受入基盤となり、また、未開発地域にある日系社会の経済的発展にも大きく寄与しているが、事業資金の不足により伸び悩んでいる企業が少なくない。

したがって当事業団としては、主として中小企業移住の促進及び現地日系企業の自立発展を図るため、新たに次の業務を実施する。

- (一) 企業への現地情報提供及び移住を希望する中小企業の現地調査に対する援助協力。
- (二) 新規移住者の受入れ、並びに日系社会の経済的発展に寄与する現地日系企業に対する資金援助。

五、資金援助の拡大

戦後移住者の多くは、未だ経済的基盤が脆弱であり、また金融事情も日本と異なるので、現地において必要な事業資金を調達することは容易でない。併せて、戦前移住者の一部や日系移住者団体に対してもその育成、強化を図るために次の施策を講ず

る。

(一) 貸付原資の増額、貸付対象、貸付限度額の拡大、貸付条件の緩和等、当事業団融資を大巾に拡充すると共に大口資金需要に対しては、当事業団の債務保証制度の実施を含め、他の現地金融機関との協調による資金援助制度を確立する。

六、特別援護対策

移住後の歳月の経過に伴ない移住者の階層分化は表面化しており、かつ、移住先環境条件の不備、或は疾病、その他移住者自身の欠陥により、未だに不振状態にある移住者に対しては、特別の援護施策を講ずる必要があるため、次の助成措置を講ずる。

(一) 特別不振移住者に対しては、必要に応じ更生資金の貸付及び転住資金の補助制度を設ける。

(二) 健全な日系団体の行なり厚生福祉、救済事業の活動に関し、必要な助成を行なり。

七、海外発展思想の高揚と移住啓発の充実

国民の海外発展が円滑に推進されるためには、先づ国民に対し広く海外発展の意義及び海外に関する知識を普及し、もって海外発展の気風を醸成することが重要である。

当事業団は特に青少年の海外発展の志向性を高めるため、教育機関、各界の指導者及び報道機関等との連携を緊密化し、次の移住啓発業務を拡充する。

- (一) 学校教育、社会教育の分野における青少年指導者を対象とした海外教育に関する国内研修及び海外派遣研修の強化。
- (二) 海外移住に関する情報資料の収集及び普及業務の強化。
- (三) 海外移住に関心を有する青年等に対する海外講座の開設助成。

以上

